

市第 118 号議案 横浜市企業立地等促進特定地域等における 支援措置に関する条例の一部改正

1 改正の趣旨

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（以下、「条例」という。）は、平成 16 年 4 月の制定以降、本市の経済発展につながる企業の立地促進に大きな役割を果たしてきましたが、令和 6 年 3 月 31 日に適用期間を満了します。

市内の経済状況は、エネルギー価格や物価の高騰など、先行き不透明な状況にあり、さらに、少子高齢化や人口減少による経済活動の縮小や市税収入の減少が見込まれる中、横浜経済の持続的な成長・発展に向け、引き続き企業立地を促進し、生産年齢人口流入にもつながる雇用の創出や、市内発注の拡大を図る必要があります。

そこで、条例の適用期間を延長するとともに、企業立地を取り巻く環境の変化やまちづくりの動向、企業ニーズなどを踏まえた見直しを行うことを目的に、条例を改正します。

2 適用期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとします。

現行条例	改正案
令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 (3 年間)	令和 6 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 (4 年間)

3 改正の基本的考え方

雇用の創出や市内発注の拡大を図ることに加え、企業立地に求められる政策効果や役割の変化を踏まえ、以下の基本的考え方に沿って支援内容の見直しを行います。

(1) GX 投資・企業の呼び込み

「GREEN×EXPO 2027」開催に向け、GX（グリーントランスフォーメーション）に資する投資や企業を本市に集中的に呼び込みます。

(2) 研究開発への重点支援

都心部・国内外からのアクセスに優れ、また、技術者・研究者約 16 万人及び理工系学部を有する大学 9 校などの豊かな人的資源といった本市の強みを活かし、条例の支援により研究所の集積が進みました。大きな経済効果が見込める研究所の集積をさらに促進するため重点的に支援します。

(3) みなとみらい 21 地域につづく企業立地の場所

みなとみらい 21 地域に加え、今後まちづくりが進展する関内周辺、新横浜都心、京浜臨海部、臨海南部（以下、「重点 5 地域」という）への立地支援を重点化します。また、みなとみらい 21 地域の概成に伴う誘致の受け皿不足に対応するため、研究所の特定地域外への立地を、特定地域同様に支援します。

(4) オフィス空室率上昇への対応

東京都内のオフィスビル大規模供給により都市間競争が激化し、市内オフィスビルの空室率が上昇傾向にあるため、テナント型の立地支援を強化します。また、大規模賃貸オフィスビル建設の支援から、賃貸研究所等の建設支援への注力に転換します。

(5) 市内中小企業の成長支援

エネルギー価格や原材料価格の高騰と人手不足が重なり、厳しい状況が続く中小企業を対象に、新規事業展開や生産機能強化等の支援を引き続き行います。

4 固定資産取得型【投下資本額に基づく助成金】改正の主なポイント

(1) 改正の考え方

ア 重点化

分野（脱炭素）、機能（研究開発）、地域（重点5地域）で重点化を図り、助成率・上限額を高く設定し、それ以外は引き下げます。

イ 最大上限額の引き下げ等

- (ア) 最大50億円であった助成上限額を、他都市との競争力維持を図りながら、みなとみらい21地域の開発進捗率を踏まえ、30億円に引き下げます。
- (イ) 民有地の取得費を支援対象から除外するとともに、大企業の工場は研究開発を伴うものに限定します。また、新規の大規模な賃貸業務ビルの支援休止といった支援対象の見直しを行います。

(2) 助成率・上限額

ア 研究所関連施設

- (ア) 研究所のうち、重点5地域において脱炭素分野に該当するものは、助成率・上限額を最大の20%・30億円とします。それ以外の研究所は、助成率・上限額を10%・20億円とします。
- (イ) 既存建物を賃貸研究所に改修する「改修型賃貸研究所」を新たに支援対象とします。

	対象地域	分野	研究所		賃貸研究所		改修型 賃貸研究所	
			現行条例	改正案	現行条例	改正案	新設	
			助成率					上限額
特定地域	重点5地域	業務系 ①関内周辺 ②新横浜都心 ③みなとみらい21	脱炭素分野	10%	20% 30億円		10%	10%
			上記以外のすべての分野	20~50億円	10% 20億円		20億円	20億円
		工業系 ④京浜臨海部 ⑤臨海南部	脱炭素分野	10%	20% 30億円	8%	10%	
			上記以外のすべての分野	20億円	10% 20億円	20億円	20億円	
	業務系	横浜駅周辺		10%	10%		10%	
		港北ニュータウン		50億円	20億円		20億円	
				10%	10%	8%	10%	
	工業系	工業系6地域		20億円	20億円	20億円	20億円	
				10%	10%	8%	10%	
	特定地域外			10%	10%		10%	
10億円				20億円		20億円		

イ 工場関連

- (ア) 中小企業に対しては特定地域において現行の支援を継続し、助成率を10%、上限額を20億円とします。
- (イ) 大企業に対しては、研究開発を伴う工場のみを対象を限定し、助成率を5%、上限額を10億円とします。ただし、当該工場が重点地域である京浜臨海部、臨海南部工業地域に立地し脱炭素分野に該当する場合は助成率を10%、上限額を20億円とします。
- (ウ) 賃貸工場は、助成率を5%、上限額を10億円とします。

		対象地域	分野	工場				賃貸工場	
				現行条例		改正案		現行条例	改正案
				中小企業	大企業	中小企業	大企業		
				助成率				上限額	
特定地域	重点地域	④京浜臨海部 ⑤臨海南部	脱炭素分野	10%	8%	10%	10%	8%	5%
			その他製造業等	20億円	20億円	20億円	5% 10億円	20億円	10億円
	工業系	上記以外の工業系6地域		10%	8%	10%	5%	8%	5%
				20億円	20億円	20億円	10億円	20億円	10億円
特定地域外				10%	8%	5%	5%		
				10億円	10億円	10億円	10億円		

ウ 本社、賃貸業務ビル等、特定集客施設（観光MICE）

- (ア) 本社、特定集客施設は、助成率を5%、上限額を10億円とします。
- (イ) 新規の大規模な賃貸業務ビルの建設支援は休止し、既存ビルの改修・建替えを支援する再生型賃貸業務ビルの支援は、関内周辺及び新横浜都心地域で継続し、助成率を10%、上限額を20億円とします。

		対象地域	本社		賃貸業務ビル		再生型賃貸業務ビル		特定集客施設（観光MICE）			
			旧	新	旧	新	旧	新	旧	新		
			助成率									
			上限額									
特定地域	重点5地域	業務系	①関内周辺	10%	5%			10%	10%	10%	5%	
				50億円	10億円			新築20億円 改修10億円	20億円	50億円	10億円	
		②新横浜都心	10%	5%			8%	10%				
			20億円	10億円			新築20億円 改修10億円	20億円				
		③みなとみらい21	10%	5%	8%					10%	5%	
	50億円		10億円	50億円					50億円	10億円		
	工業系	④京浜臨海部 ⑤臨海南部	10%	5%								
			20億円	10億円								
	業務系	横浜駅周辺	10%	5%	8%					10%	5%	
			50億円	10億円	50億円					50億円	10億円	
港北ニュータウン		10%	5%									
		20億円	10億円									
工業系	工業系6地域	10%	5%									
		20億円	10億円									
特定地域外				10%								
				10億円								

(3) 投下資本額の要件

民有地の取得費用を支援対象から除外し、大規模な土地取得を伴うことが想定される大企業は30億円以上に引き下げます。なお、今回新設する改修型賃貸研究所については、既存建物の改修など比較的投資規模が小さいため、10億円以上とします。

項目		現行条例		改正案	
		中小企業	大企業	中小企業	大企業
特定地域	市内初進出	1億円以上	50億円以上	1億円以上	30億円以上 (改修型賃貸研究所は10億円以上)
	再投資				
特定地域外	市内初進出	1億円以上	50億円以上	1億円以上	30億円以上 (改修型賃貸研究所は10億円以上)
	再投資		70億円以上		

※脱炭素に資する投資を呼び込むため、国が交付する補助金等のうち脱炭素に資するものの対象となった固定資産の取得について、一定の条件のもと投下資本額の対象とします。

5 テナント型【法人市民税の課税免除措置】改正の主なポイント

(1) 改正の考え方

テナント型支援を強化し、現行1事業年度当たり1億円上限の法人市民税（法人税割額）の軽減を、課税免除とします。また、スタートアップなど成長性の高い企業の立地を促進するための支援を新設します。

(2) 支援内容

ア 対象地域

工業系6地域、特定地域外を対象地域に追加します。

項目	現行条例	改正案
対象地域	業務系地域（みなとみらい21、横浜駅周辺、関内周辺、新横浜都心、港北ニュータウン）工業系地域（京浜臨海部、臨海南部）	業務系地域（みなとみらい21、横浜駅周辺、関内周辺、新横浜都心、港北ニュータウン）工業系地域（京浜臨海部、臨海南部） <以下地域を追加> 港北中部、鶴見西部・港北東部、鶴見東部、内陸北部、内陸南部、旭・瀬谷工業地域、特定地域外
対象機能	本社機能等	本社機能等（※）

※追加する地域の対象機能は、研究開発機能であることを施行規則で定めます。

イ 支援要件、内容

従業者数30人以上で、売上高が急成長している企業のテナント進出を新たに対象にし、課税免除期間は3年間とします。

増加する従業者数	対象地域	現行条例		改正案	
		経常利益要件	法人市民税の軽減	経常利益等要件	法人市民税の課税免除（※）
100人以上	全市域	直近3年間で計2億円以上、または1年間で1億円以上	5年 (上限1億円/1事業年度)	変更なし	5年
50人以上	全市域	直近3年間で計1億円以上、または1年間で0.5億円以上	3年 (上限1億円/1事業年度)	変更なし	3年
30人以上	重点5地域			【売上高要件】 売上高の対前年30%以上増加、かつ売上高が1事業年度1億円以上	3年

※認定事業計画に係る事業所の税額分のみ。

ウ 再生可能エネルギーを活用するテナントへの支援

脱炭素先行地域であるみなとみらい21地域においては、再生可能エネルギーを100%活用する場合、課税免除期間を1年延長します。なお、その場合の要件詳細は施行規則で定めます。

6 施行予定日

令和6年4月1日

【参考】条例に定める特定地域図（全13地域）

- ◆業務系地域（5地域）
- ◇工業系地域（8地域）
- 太字下線：重点5地域

